

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
に対する修正案の可決を踏まえた対応について（報告）

経緯について

- 平成31年2月15日 議第67号として「滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」を上程
3月7日 文教・警察常任委員会において、委員5名から下記のとおり「議第67号に対する修正案」が提出
3月12日 文教・警察常任委員会において、「議第67号」、「議第67号に対する修正案」および「議第67号に対する修正案に対する附帯決議案」が可決
3月15日 本会議において可決・成立

修正案の概要

- 部活動指導業務に従事した場合に支給する手当額等を次のとおり改定（平成31年4月1日施行）

【議第67号】

3時間程度従事した場合 2,700円 → 3時間程度従事した場合 2,700円

※平成37年3月31日までの間においては、

「3時間程度従事した場合 2,700円

（人事委員会規則で定める場合にあつては、3,600円）」

※時間要件の見直しおよび3,600円が支給される場合については、「滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和47年滋賀県人事委員会規則第4号）」の改正で対応

○修正案の提案趣旨

議第67号は、部活動指導業務に従事した場合に支給する手当額を、現行4時間程度従事した場合3,600円から、3時間程度従事した場合2,700円に改正するもの。効率的・効果的な部活動をすることによって、成長期にある生徒の運動の工夫や休養などのバランスのとれた生活や教職員の働き方改革の推進を図るという改正の趣旨は一定理解できる。しかしながら、議第67号に対する人事委員会意見では「適当なものと認めます。」とされながらも、改正にあたっては、部活動指導の実情や手当受給者への影響にも十分配意する必要があるものとされている。また、本県では2024年の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催を予定しており、部活動が競技力の強化に対し果たしている役割は大きい。

これらのこと踏まえ、平成36年度末までの間は、対外練習試合など部活動指導業務に4時間以上従事した場合には、3,600円を支給することができるよう、議第67号を修正しようとするもの。

○修正案に対する附帯決議案の内容

修正案に規定する滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例付則第2項に規定する人事委員会規則を定めるに当たり、大会、コンクール、対外練習試合その他これらに準ずる部活動において業務に従事した時間が引き続き4時間以上である場合を対象とする等、修正内容を適切に運用するための必要な措置を講ずること。

⇒ 上記を踏まえ、人事委員会に対して人事委員会規則の改正依頼を行うとともに、各県立学校および各市町教育委員会に対して当該手当の運用に係る通知（別紙）を発出した。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

旧	新
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 教員特殊業務手当は、市町立の小学校、中学校もしくは義務教育学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する職員で職務の級が高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の1級、2級または特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、学校職員勤務時間条例第6条の規定により4時間の勤務時間のみが割り振られる日またはこれに相当する日その他人事委員会が定める日に行うもの</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(6) 前項第4号に掲げる業務 <u>3,600円</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 教員特殊業務手当は、市町立の小学校、中学校もしくは義務教育学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する職員で職務の級が高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の1級、2級または特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、学校職員勤務時間条例第6条の規定により4時間の勤務時間のみが割り振られる日またはこれに相当する日その他人事委員会が定める日に行うもの</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(6) 前項第4号に掲げる業務 <u>2,700円</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。</p> <p>2 平成31年4月1日から平成37年3月31日までの間における第4条第2項の規定の適用については、同項第6号中「<u>2,700円</u>」とあるのは、「<u>2,700円（人事委員会規則で定める場合にあっては、3,600円）</u>」とする。</p>

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

旧	新
<p>(教員特殊勤務手当の支給要件)</p> <p>第2条 条例第4条第1項に規定する人事委員会が認める程度は、同項各号の業務ごとに次に掲げるとおりとする。</p> <p>(5) 条例第4条第1項第4号の業務</p> <p>正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き<u>4時間</u>程度であること。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和47年1月1日から適用する。ただし、第5条の規定は、昭和47年4月1日から施行する。</p>	<p>(教員特殊勤務手当の支給要件)</p> <p>第2条 条例第4条第1項に規定する人事委員会が認める程度は、同項各号の業務ごとに次に掲げるとおりとする。</p> <p>(5) 条例第4条第1項第4号の業務</p> <p>正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き<u>3時間</u>程度であること。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和47年1月1日から適用する。ただし、第5条の規定は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>2 条例付則第2項に規定する人事委員会規則で定める場合は、大会、<u>ンクール、対外練習試合</u>その他これらに準ずると人事委員会が認めるものにおいて業務に従事した時間が引き続き<u>4時間</u>程度である場合とする。</p>

滋教委教第476号
平成31年(2019年)3月29日

各市町教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長

様

滋賀県教育委員会事務局教職員課長
(公印省略)

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の改正について(通知)

このほど、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第48号)および同施行規則(昭和47年人事委員会規則第4号)が下記1のとおり改正され、平成31年4月1日から施行されることになりましたので通知します。

その運用および事務処理にあたっては、下記2~5に留意のうえ処理されるよう、あわせて通知します。

記

1 改正の概要

現行	H31.4.1~
<p>●部活動指導業務に従事した時間が引き続き<u>4時間程度</u>である場合 ⇒ <u>3,600円</u>を支給</p>	<p>●部活動指導業務に従事した時間が引き続き<u>3時間程度</u>である場合 ⇒ <u>2,700円</u>を支給</p> <p>※ただし、H31.4.1~H37.3.31までの間においては、</p> <p>●大会、コンクール、対外練習試合その他これらに準ずると人事委員会が認めるものにおいて業務に従事した時間が引き続き<u>4時間程度</u>である場合 ⇒ <u>3,600円</u>を支給</p>

2 特例に当たる「大会、コンクール、対外練習試合その他これらに準ずると人事委員会が認めるもの」の取扱いについて

3,600 円が支給される「特例」に該当するものについては次のとおりとします。

(1) 大会・コンクール関係

活動日時や場所等について学校が関与できないなどの理由から、当該学校や部活動指導者が活動時間を定めることが困難なものを対象とします。

- ① 国、地方公共団体、スポーツ関係団体、文化芸術関係団体、民間企業、社会福祉団体および地域団体（自治会や協議会を含む）等が主催するものとします。
- ② 大会、コンクールという名称以外にも、記録会、競技会、選考会、練習会、合宿、コンテスト、発表会、演奏会、慰問会等の名称のものでも対象とします。
- ③ 開催される場所については、特に問わないため、自校において開催される場合も対象とします。

(2) 対外練習試合関係

- ① 広く、他校と試合を行う場合をいうのであって、自校のみでの練習試合（いわゆる「紅白戦」）は対象としません。
- ② 他校と合同練習や合同合宿を行う場合については、原則として対象としないものとします。ただし、合同練習や合同合宿において「他校との試合」を伴う場合は対象とします。
- ③ 開催される場所については、特に問わないため、自校において開催される場合も対象とします。

3 特例に当たる「業務に従事した時間が引き続き4時間程度」の取扱いについて

- ① 「4時間程度」とは業務に従事した時間が引き続き4時間以上の場合をいいます。
- ② 「大会、コンクール」および「対外練習試合」（以下、「試合等」という。）にかかる時間が4時間未満の場合であっても、その前後にそのための準備、練習または後片付けを行った場合、それらの時間を合計して4時間以上あれば対象とします。
- ③ 試合等のため、児童または生徒が学校に集合し、試合等の終了後帰校して解散したような場合においては、出発から試合開始までの時間および試合後の終了後解散までの時間も業務に従事した時間として取り扱います。

4 特例期間中の「特殊勤務実績簿」について

特例期間である平成31年4月1日から平成37年3月31日までの間においては、別記様式を使用してください。

【従来の様式との変更点】

- ・3,600円の部活動指導手当を支給する場合に、「3,600円の部活動指導手当対象業務の分類」欄にチェックすることとしました。

5 関連手当の整理表

活動内容 活動時間	3h未満	3h以上 4h未満	4h以上 8h未満	8h以上
①原則(通常の練習)	×	部活動指導手当 2,700円	部活動指導手当 2,700円	部活動指導手当 2,700円
②特例(「2」に示す部活動指導業務)	×	部活動指導手当 2,700円	部活動指導手当 3,600円	部活動指導手当 3,600円
③对外運動競技等引率指導手当の支給対象となる「对外運動競技等」	×	部活動指導手当 2,700円	部活動指導手当 3,600円	对外運動競技等 引率指導手当 5,100円

【問い合わせ先】

滋賀県教育委員会事務局

教職員課給与係

TEL 077-528-4537

FAX 077-528-4951

特殊勤務実績簿

年 月分

職名		氏名	従事した作業または業務の内容	3,600円の部活動指導手当対象業務の分類※8	従事した時間	学校(全日制・定時制)								従事者印
						学校名	兼務	学校(全日制・定時制)						
学校長印	直接監督者印	従事した日				単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
		月 日曜 ()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	時 分 時 分 ・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
		()		<input type="checkbox"/> 大会・コンクール <input type="checkbox"/> 対外練習試合	・ ~ ・									
手当支給総額			円	従事回(日、時間)数計	回日時間	回日時間	回日時間	回日時間	回日時間	回日時間	回日時間	回日時間	回日時間	回日時間
				手当額計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考

- この実績簿は、教員特殊業務手当、兼務手当、産業教育等実習手当または入学等考査手当を支給する場合に作成する。
- 直接監督者は、副校长または教頭をいう。
- 従事した作業または業務の内容欄には具体的に記入する。
- 従事した時間欄には、教員特殊業務手当、兼務手当(条例第6条第1項第1号に規定するものに限る。)および産業教育等実習手当についてのみ正確に記入する。
- 手当額別従事回(日、時間)数欄には、単価別に従事回(日、時間)数を記入する。
- 入学等考査手当の場合には、「年月分」を「年度分」とする。
- 入学等考査手当で、一の対象業務に従事した日が複数ある場合は、最初に従事した日を記入する。
- この欄は、3,600円の部活動指導手当(4時間以上)についてのみ、該当する内容にチェックを入れるものとする。